

「日タイ経済連携協定 (JTEPA)」に署名

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

4月3日、安倍首相とタイのスラユット暫定首相は、日タイ経済連携協定 (JTEPA) に署名した。今秋に発効予定。現行の輸出額ベースで見ると、日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税が10年以内に撤廃されることになる。日本からタイへの輸出では、完成車・自動車部品・鉄鋼製品など、タイから日本への輸出では、熱帯果実(マンゴー、ドリアンなど)・骨なし鶏肉などの関税率が下がる。

1. 日タイ経済連携協定 (JTEPA) の交渉経緯

- ・ 2003年12月： 小泉首相・タクシン首相会談にて、交渉開始に合意
- ・ 2004年2月： 交渉開始
- ・ 2005年9月： 首脳間で大筋合意を確認 (⇒タイ政変[2006年9月]により締結遅れる)
- ・ 2007年4月： 安倍首相とスラユット暫定首相の間で署名

2. 日タイ経済連携協定の概要

本協定の対象分野は、モノの貿易、サービス貿易、投資等を含む。

(1) 物品市場アクセス (モノの貿易)

① 鉱工業製品

日タイとも鉱工業品のほぼ全品目について10年以内に関税撤廃

(タイ：約97%、日本：約100%関税撤廃)

[※日本側は全体で約92%、鉱工業品については約100%の関税を撤廃する]

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

A. 自動車・自動車部品

- a. 自動車部品 (日本からタイへの自動車部品の輸出額は約3,000億円。これは全品目の輸出額の約12%に相当する)

全ての品目について例外なく関税撤廃。原則協定発効5年後までに関税撤廃。

【タイ側の自動車部品の関税率】

	協定発効後5年間	6年目以降
現行税率20%超	20%	0%
現行税率20%以下	現行税率維持	0%

一部エンジン・エンジン部品等5品目に限っては、協定発効7年後までに撤廃(7年間は現行関税率維持)

b. 完成車

3,000cc超については、初年度から段階的に5%ずつ関税を引き下げ。関税率は80%から60%に低下する。その上で、その後の更なる自由化と2010年代半ばのあるべき関税撤廃について2009年に協議を行う。3,000cc以下についても協定発効後5年後に自由化の協議を行う。

B. 鉄鋼

全ての鉄鋼製品について例外なく10年後に関税撤廃。

－日本からの輸出量の約50%(182万トン)について即時関税撤廃。

－熱延鋼板:日本からの輸出の約6割について、初年度から関税撤廃又は無税枠を設定。その他の品目については現行関税を維持し10年後に関税撤廃。

－熱延鋼板以外:一物品目の関税を即時撤廃。それ以外の品目についても、それぞれ5年後、6年後、9年後、10年後に関税撤廃。

C. 電気・電子製品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

D. 化学品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

「日本側」については、ほぼ全品目について即時関税撤廃。

②農林水産品

「日本側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

A. 鶏肉・鶏肉調整品

鶏肉(骨なし)の関税を11.9%から5年で8.5%に削減。鶏肉調整品の関税を6.0%から5年で3.0%に削減。

B. えび・えび調整品 ⇒ 即時関税撤廃。

C. まぐろ缶詰 ⇒ 5年で関税撤廃。

D. 熱帯果実

a. ライチ、マンゴー、パパイヤ、ドリアン等 ⇒ 即時関税撤廃。

b. バナナ ⇒ 関税割当(枠内税率無税:1年目4,000トン⇒5年目8,000トン)。

c. パインアップル（重量の小さいもの）⇒ 関税割当（枠内税率無税：1年目100トン⇒5年目300トン）。

E. でん粉誘導体 ⇒ 関税割当（枠内税率無税枠200,000トン）。

F. 糖みつ ⇒ 関税割当（枠内税率半減：3年目4,000トン⇒4年目5,000トン）。

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

日本側の輸出関心品目（りんご、なし、ながいも等）⇒関税撤廃（即時又は数年）。

③原産地規則（＝品目別規則）

以下のサイトで参照可能。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

（2）サービス

タイ側が、製造業関連サービスの自由化を行う。対象となる範囲は3年後に見直す。

製造業関連サービスについて、以下の分野の規制を緩和する。

① 卸・小売

タイで生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業を取り扱う場合は、日本資本を75%まで認める。上記に加えて自動車に関しては、日本で生産されたものを扱うことができる。

② 修理・メンテナンス

タイ及び日本で生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業を取り扱う場合には、日本資本を60%まで認める。

③ ロジスティックス

日本資本の51%以下の出資を認める。

④ 広告サービス

日本資本の50%以下の出資を認める。

（3）投資

①投資家対国の紛争処理手続きに加えて、内国民待遇や投資と引き換えに現地調達要求などを課すことを禁止することを条文化。

②タイ側は、日本の投資家を最重要視するとの姿勢を政治宣言で明確化するとともに、原則全

ての製造業を対象に、今後規制的な政策を導入しない旨を政治宣言で表明。

- ③投資協定に基づく待遇を投資家が享受するために必要な資格(Certificate of Approval for Protection)、いわゆるC.A.P.に関して、タイ側は日本の投資家に適用しない(※)。

※当該制度の撤廃はタイ側にとって初めての試み

- ④投資環境に対する透明性や法的安定性の確保のための具体的な方法を規定。

(4) 人の移動

①タイ側の措置

- a. 商用査証(Bビザ)取得者に対して、90日までの滞在許可と労働許可の付与を保障(1年までの延長可) 【即時実施】
- ⇒【現在の問題点】数ヵ月程度の短期滞在だと、労働許可証が発給されにくい(現行制度では、長期滞在以外は想定していない)
- b. 商用査証申請に際して労働許可の雇用者代理申請を不要とするとともに、労働許可の雇用者代理申請に際しても査証申請書類の提出を不要とする。【即時実施】
- ⇒【現在の問題点】商用ビザ(Bビザ)申請に際しては労働許可事前申請が義務付けられ、労働許可事前申請の際にはBビザ取得が義務付けられていた。2つの制度に関する矛盾する運用のため、渡航手続きが非常に難しい状況になっている。
- c. 300万バーツ以上の投資企業(事実上ほとんど全ての日系企業)の企業内転勤者であれば、査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターの利用が可能となる。【即時実施】
- ⇒【現在の問題点】査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターは便利な制度であるが、利用できるのはBOI奨励企業に限定されている。
- d. 15日以内の短期商用滞在者は、労働局に届出を行うことによって、労働許可証取得は必要とされない。この届出手続きの簡素化(FAXによる申請を認めるなど)を検討。【協定発効後1年以内に結論】
- e. 労働許可証発給基準の緩和を検討。【協定発効後2年以内に結論】
- ⇒【現在の問題点】労働許可証発給基準が厳しい。(投資金額に比例した枠。外国人の上限が10名など)
- f. 日本人の在留許可発給条件の緩和。
- (ア) タイ人雇用義務の緩和を検討。【協定発効後3年以内に結論】
- (イ) 最低月収要件を6万バーツ/月から5万バーツ/月に緩和。【即時実施】
- ⇒【現在の問題点】在留許可発給が厳しい。(ア)タイ人雇用義務(日本人1名に対しタイ人4名の雇用)、(イ)最低月収として6万バーツ/月が必要

②日本側の措置

タイ人調理人の入国・就労条件を緩和。タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング、タイ語の指導員の入国と就労を認める。スパ・セラピストや介護福祉士に関しては、2年以内に結論を出すよう協議。

(5) 基準認証／相互承認（電気製品）

電気製品について、輸出国の適合性評価機関が輸入国の基準・手続(※)に基づいて行う適合性評価の結果を輸入国が受け入れ。適合性評価手続きに要するコスト削減・期間短縮を通じ、電気製品の貿易円滑化を図る。

※日本側「電気用品安全法」、タイ側「工業製品標準法」

(6) 知的財産保護

タイにおける企業活動の基盤となる知的財産保護制度を構築。制度強化のための協議には民間部門からの参加も可能にする。

(7) 二国間協力

①「世界の台所」プロジェクト推進

・ジェットロとタイ国立食品研究所等の連携により、タイフードのマーケティングの促進、高付加価値商品の開発、タイ食品関連企業の日本への投資促進等を実施。

②日タイ「鉄鋼産業協力プログラム」

・日タイ鉄鋼関連業界の参画を得て、タイ鉄鋼業の基盤強化、環境技術の強化、現場技術者の技能向上等を実施。

③「自動車人材育成機関」プロジェクト

・日タイ両国政府機関・業界団体と連携して、タイの自動車人材の育成のため、専門家の派遣等の協力事業を実施。

④ 省エネルギー

・タイに進出している日系企業は、エネルギー効率に関する自主行動計画を策定すると共に、地場企業に技術を移転。

・日本政府は、省エネルギーに関する専門知識をタイ政府と共有し、タイ政府の省エネ制度構築に関する取り組みを支援する。

⑤価値創造経済

- ・経済活性化につながる新たな経済モデルを探求。
- ・従来から実施している「一村一品運動」等に加え、「価値創造」の仕組みの研究、「知的資産」の分析と測定、地域経済分析手法の開発を実施。

⑥官民パートナーシップ

- ・インフラ整備に係る官民連携の拡大のため、政策対話を実施。

⑦繊維及び繊維製品に関する協力

- ・日タイ両国政府は、タイ繊維製品の販売促進、日系企業のタイへの投資促進、タイ繊維産業の技術力強化等を図り、両国産業間の協力を奨励する。

⑧その他、中小企業、情報通信技術、貿易投資促進、科学技術・エネルギー・環境等分野での協力を実施。

参考サイト：

外務省「日タイ経済連携協定」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

タイ側の関税引き下げスケジュールについては、以下のサイトの195ページ以降を参照。

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf>

参考文献：

経済産業省「日タイ経済連携協定」平成19年4月

(アジア法人業務部 北村広明)

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-62311786

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。